

大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳 ◆

第37回「唐慧事件から労働教養を考える」

【ニュース概略】2006年10月に湖南省永州市で少女が性的暴行をされた上、売春を強要される事件が発生した。被害者の母親唐慧が犯人に対する厳罰措置を求め、陳情を続けた結果、今年8月2日、永州市公安局零陵分局からは逆に唐慧へ「労働教養」処分が命じられた。唐慧の代理人弁護士が、この理不尽な処分とその経緯をインターネットで暴露したところ、世論を喚起する大騒ぎとなった。8月6日、湖南省政法委員会は調査グループを設け、永州市で調査を開始した。10日に省労働教養委員会が再審を行った結果、唐慧に対する労働教養処分の決定は取り消された。(人民網)

政府当局は「唐慧事件」を鎮静化するため、唐慧に対する労働教養処分の決定を取り消しました。この事件をきっかけに、各界からは労働教養制度の廃止を求める声が上がっています。労働教養という中国特有の法律制度は、どのように誕生し、またなぜ廃止が求められているのでしょうか。今回は、法的視点から労働教養制度について分析を試みたいと思います。

労働教養制度の歴史と現状

「労働教養」とは、労働を通じた教育による更生を意味し、階級闘争の激しい特殊な時代に誕生しました。その特徴は、司法による審理を経ずに行政機関の処罰決定だけで長期間、国民の身柄の自由を拘束できる点にあります。労働教養制度は1957年に中華人民共和国国務院が公布した「労働教養問題に関する決定」に始まりました。同法は労働教養の最長期間を定めなかったため、多くの人が20年以上もの長きにわたり労働教養を受けることとなりました。文化大革命が終わった後の79年、「労働教養の補足に関する国務院の規定」が公布され、労働教養制度は1年から3年間国民の身柄の自由を拘束することができ、必要な場合には1年延長できるということを明確化しました。続いて、「労働教養試行弁法」「治安管理処罰条例」「麻薬取締りに関する決定」「売買春を厳しく禁じる決定」などの法規が公布され、労働教養処分の適用方法や対象を規定しました。実務においては、社会の治安に対する影響が軽微で、犯罪者に該当しないスリ、麻薬吸引者、売買春を行う者などに適用されています。しかしながら、この制度は、上述した唐慧のような「陳情」者にも適用されているため、社会から非難を浴びています。

労働教養制度の廃止を求める法的根拠

改革開放後、中国の法が整備される中、労働教養制度と現行の上位法は矛盾したものとなり、多くの法学者はこれを理由に同制度の廃止を求めています。主な

理由として次の2点が挙げられます。

1. 行政法規のみに基づいて長期間身柄の自由を奪うことは、「立法法」などの法律に抵触する。労働教養制度は「労働教養問題に関する決定」や「労働教養試行弁法」などの国務院により公布された法律文書がその法的根拠となっており、法の効力は行政法規レベルを根拠としており、立法機関（全国人民代表大会および常務委員会）の制定する法律ではない。その上、「立法法」および「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」の規定によると、身柄の自由を制限する法律規定は、立法機関の制定する法律規定を根拠としなければならないとされている。しかし、労働教養制度は立法機関の制定する法律を法的根拠としていない。

2. 司法審理を経ずに労働教養処分を適用することは「憲法」などの法律規定に違反する。

「憲法」と「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」の規定によりますと、国民の身柄の自由を制限又は剥奪するためには、司法機関が法定手続きにより審理を行うことが必要とされています。しかし、実務において、労働教養処分の決定は、公安機関により下されており、公開の審理は必要とされていません。このような労働教養処分が上記の法律法規に違反することは明らかであると言えます。

一方、現実として、この制度が治安維持に大きな役割を果たしていることも完全に否定することはできないでしょう。学説では、後先考えずに廃止すれば法制度上に空白が生じ、社会の治安に影響を与えかねないことが懸念されています。労働教養制度に代わる制度をまず設けた後に、この制度を廃止することで、中国社会の安定を保ちつつ、法制度の進歩を実現することができるのかもしれませんが。

<筆者紹介>

大地法律事務所海外部

住所(北京):北京市朝陽区建国路89号華貿中心15号楼505室

電話(北京):(86 10) 6530-7711

青島事務所

住所:山東省青島市香港中路36号招商大廈1709室

電話:(86 532) 8667-8011

東京連絡事務所

住所:東京都千代田区紀尾井町3-19紀尾井町コートビル402号室

電話:(03) 6272-9201

HP: <http://www.aaalawfirm.com>

E-mail: xionglin@aaalawfirm.com (全国)